

豊類公正競争規約作成連絡会 第27回 合同委員会 概要

日時：平成31年4月4日（木） 13：00～14：30

場所：中央合同庁舎4号館 共用1202会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本豊事業協同組合、全国豊材料卸商組合連合会、全国豊材商社会、全日本 ISO 豊振興協議会、全日本 JIS 豊床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会

オブザーバー 押出発泡ポリスチレン工業会、日本繊維板工業会、日本建築士会連合会
東海機器工業
消費者庁、農林水産省

会議に先立ち、幹事会の報告を行った。

幹事会では、連絡会を解散することを決定した。来る6月に開催する総会で30年度の事業と決算報告を行ったあと「解散案」を議題に上程する予定。

解散理由として

- ① 10年前に公正競争規約の策定を提唱してスタートした。しかし、提唱当時と現在とでは業界市場が悪化し、産地ではイ草農家が400戸をきり、産地偽装も聞かなくなり規約の必要性が薄れている。
- ② 仮に公正競争規約が成立しても、規約を運営する公正取引協議会を立ち上げる資金（年間1,000万円）の捻出が難しく、毎年これだけの金額を集めることは不可能である。
- ③ 「景品表示法」に基づく公正競争規約（自主ルール）の設定を目指し、引き続き連絡会の運営や後の公正取引協議会の設立、運営を行う上で、豊業界の人材だけでは無理がある。

以上の3点を挙げている。

引き続き連絡会を運営し公正競争規約の設定を目指すためには、有識者や司法書士などの専門家を交えていく事が必要であることを痛感した。総会への対応も不十分であり、会の運営に対する考え方が甘かったことは否めない。

規約を断念した理由を添えて本連絡会を解散する旨を連絡会会員の430名に書面を送付し、総会議案として提出し解散する方法をとりたいと幹事会で合意した。

- ・ 前回の総会で決議された豊仕様書についてどうするか。産地や材料商の方々は豊仕様書の普及に力を入れている。全日豊は「たたみに関する取扱説明書」＝冊子＝の中に豊仕様書を入れ印刷、皆様に配布して推奨して協力することになった。
- ・ 幹事会報告は理解できるが、残念なのは経緯の説明の中で「消費者保護」の言葉が出てこないことだ。我々が公正競争規約をやろうとしたことは、全日豊の取扱説明書や公正競争規約作りのためではなく、「消費者保護をする」ことを目的に集まったのではないか。
- ・ 連絡会の会員の方に我々が集まった目的は何かと問われれば「消費者保護のため」の言葉があるべきではないか。豊仕様書を広めていくことには問題がない。オブザーバーとして出席された方も「豊はなんだかわからない」「表示くらいしてほしい」などを要望されていた。そういうことはちゃんと残して解散するのであれば結構だと思う。消費者保護の精神だけは忘れないでやって欲しい。

- ・消費者保護を前提にやってきたことは事実であり、連絡会を解散しても8団体は、これからも消費者保護のため継続していくことを説明すればいいのではないか。
- ・消費者に昼の情報を提供して、消費者に商品選択をしてもらい、消費者が信頼してくれる昼業界となること。そのために業界をあげて消費者保護に取り組むというのが、当初の目的で、この目的を達成するための手段として公正競争規約を作る。規約を作るために連絡会を作った。
- ・昼業界として、公正競争規約を作ること自体が目的ではない。
- ・公正競争規約を設定して、消費者保護をすることが目的であることはその通りと思う。しかし連絡会の目的は公正競争規約を設定することにつきる。公正競争規約の作成を目指さないのであれば連絡会の存在意味はない。
- ・規約の作成を目指さないならば、連絡会を解散して公正競争規約を断念することを明示すべきである。これと併せて、昼業界は「消費者保護」という目的に対してはちゃんと今後とも動いていくというメッセージを出すべきだ。
- ・今年の総会は農水省の北別館を会場として6月27日(木)に開催する。48名が収容できる。昨年に準じ委任状を入れて総会案内を送付する。総会資料の作成や郵送など含めて総会費用として40万円を見込んでいる。議事録の公表や昼仕様書の増刷などの費用を支払った残金は8団体に返金する予定。
- ・議案は、第1号議案として30年度事業報告、第2号議案として30年度決算報告(監査報告)、第3号議案として解散案としたい。前回の役員改正が承認されないままになっているので、以前の役職通り神邊さんを会長として開催することになる。
- ・昼仕様書は、そのまま使う人、基本的なことは残して昼関連の資格を新たに書き込みアレンジするなど様々に使っている。昼表素材で消費者にとって分かりにくい表現は変えている例もある。
- ・景品表示法に基づく公正競争規約は、業界ごとに表示方法をわかりやすくまとめて守っていきこうというもの。解散に当たり残金は8団体に返金する事になるが、返金ではなく、この残金を使って景品表示法を昼業界に当てはめた分かり易い媒体を専門家に作ってもらうことを提案したい。
- ・昼業界に特化した景品表示法の説明を行うというのは、非常に意義のある事ではないか。公正競争規約は断念するが、景品表示法という法律を守っていかなければならないということを昼業界の人達に伝え、連絡会を閉じていく着地点はどうかと思う。
- ・昼屋さんと専門家と一緒に作り、業界に発信することになる。
- ・お客さんに説明するのではなく、昼業界の中で景品表示法について認識を深める。
- ・景品表示法という法律に縛られている事がまだまだ理解されていない。
- ・産地にはイ草(苗)の「ひのみどり」を国外に持ち出すことを禁止した種苗法があり、国外への持ち出しは違法だと伝えるチラシを毎年作り効果をあげている。
- ・消費者庁は景品表示法について、講習会をしてくれと依頼すれば、対応してくれるので、これを利用してはどうか。
- ・種苗法も産地の人だけが知っているのと昼業界全体で知っているのとでは、対応なども変わってくるのではないか。過ちを犯さない抑止力になると思う。
- ・解散後の残金放棄について意見を求めた所、出席者全員が放棄することに賛成した。
- ・景品表示法をさらに昼業界内に周知・徹底してもらうために、8団体が残金の返金を辞退

して、そのお金で景品表示法を分かり易く解説するようなものを作成し公開したい。同法を守って頂き健全な業界を作り、消費者保護の実現を目指すことを説明してはどうだろうか。

- 景品表示法と畳に関するリーフレット等を作成する方向で準備を進めることとなった。

以上